

憲法教育と平和教育

前田 輪音

1 はじめに 憲法教育における平和教育

憲法教育は「民主主義教育の柱の一つ。日本国憲法の精神・内容を教える教育をいう」(千葉卓 1988)とされている。この「日本国憲法の精神・内容」の重要な一つが、戦争の惨禍の末にたどり着いた「平和主義」ないしは「戦争放棄」「戦力不保持」(本項目ではまとめて「平和条項」とよぶ)であり、憲法前文第2段と第9条がその直接的な根拠となる。この平和条項を扱うとき憲法教育は平和教育とリンクする。

教育には一般に、教える内容自体を知るという側面と生かし活用するという側面があるように、憲法教育における平和主義についても、平和条項とその意義を知るという面と、平和な社会の形成のため平和条項をいかに生かし実現するか(させるか)という面の両方が密接にかかわるべきである¹。

しかしながら、教科書・教育実践ともに、この点において課題を抱えている。

2 憲法教育における平和教育の課題

【教科書の場合】

初等中等教育では主に社会科と高等学校公民科で憲法が取り扱われている。文科省検定済教科書では、概ね、条文に現れている理念・意義等が扱われる。その理念等の解説と、その具体もしくは現状・実態が扱われる。それにより憲法の理念が具体的かつより深く理解され得ると考えられているからだ。平和条項についてもまた、それが意味するところと具体・実態が示されるべきである。

例えば中学校社会科の学習指導要領(2008年版)では、「平和主義」を憲法の基本原則としながら、「我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる」とある。高校公民科(2009年版)「政治・経済」では「我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ」とある。その結果、教科書では、平和主義の原則の解説がなされ、「我が国の安全と防衛」として自衛隊や日米安全保障条約、それらの変遷等が併記される。つまり、平和条項と防衛組織が事実上一体として学習されることになる。

憲法制定当時は自国の「戦力」はなく平和条項の理念が実現していたともいえるが、その後設置された「防衛」組織・体制をめぐる変化は、防衛費のGNP1%枠超え・PKO協力法以降の自衛隊海外派遣、等、目まぐるしい。その概要はおおむね教科書に記載される。

一方、「我が国の安全と防衛」とはうらはらに、国内での自衛隊や米軍基地・演習による被害等や、その被害とときに関連させながら憲法第9条との矛盾を盾に憲法裁判に至るものもある。自衛隊違憲判決として長沼ナイキ基地訴訟札幌地裁判決(1973年)や米軍駐留違憲判決として砂川事件東京地裁判決(1959年)(いずれも最高裁で覆される)、自衛隊イラク派遣一部任務違憲名古屋高裁判決(2008年 確定)などがあるが、その他の多くは憲法

判断をされておらず、裁判での平和条項の意義は揺れ動いている。これらは中学校の教科書にはみられないが、高校では一部とり扱われている²。

【授業実践の場合】

管見する限り、授業実践では、戦争の惨禍の具体を当時の人々の生活などから示し、その反省から平和主義を原則の一つにした憲法制定に至ったことを意識的につなげたもの、平和条項に照らして自衛隊の装備・任務や日米安全保障条約がどういう位置・意義を占めるのか、その実態を訓練や装備の具体から検討させるもの・関連する判例から考えさせるもの・子ども自身に考えさせるもの、などがある。

民主主義の原則からみても、関連する諸事実を提示し子ども自身の意見を整理・表明し、他者の見解に耳を傾け、議論を重ね判断や合意の形成を重ねていく、という場は重要だ。

しかし、その議論は<平和条項>対<防衛組織>という対抗図式になりやすく、自衛隊・安保の平和条項に照らした違憲・合憲を考え、めざすものを武力によらない平和か武力による平和かで立場が分かれたままの場合が多い。この対立のまま、平和条項の意義や平和な社会の形成の仕方を伝えられているか、懸念が残る。

3 対立—<平和条項>対<防衛組織>—の打開の方法

この対立を解消する一步として、憲法の平和条項の意義を、視点を変えて見直す2つの方法を示す。

【人権として平和をとらえる】

第一に、人権として平和条項をとらえる方法が考えられる。平和を国家による政治の課題としてのみとらえる限り、自衛隊が第9条の「戦力」か否かの議論で平行線をたどる。しかし「平和のうちに生存する権利」(前文) (「平和的生存権」) としてとらえるなら、国家に要求する権利・侵害されない権利として姿を変える。

憲法制定当時、この人権の意義は必ずしも明らかではなく、憲法裁判を通して議論・認知され今日に至っており、定義や論拠となる憲法条文など通説の段階に至っているとは言えないまでも、いくつかの裁判や判決等にあらわれている。

いわゆる「恵庭事件」(1962年起訴・1967年札幌地裁一審判決・確定)は、自衛隊の島松演習場に隣接する牧場の酪農民が度重なる甚大な演習被害に数々の抵抗・対応を重ね、その一つとして自衛隊の演習用通信線を切断し、そのことが「自衛隊法121条違反」として起訴された裁判である。弁護団は全国から480名にのぼり、多くの憲法学者や支援団が関わり(「弁論・理論・世論」の結集)、自衛隊(法)そのものが憲法違反として論戦を巡らし、40回にわたる公判のうち約3分の2はその審理にあてられたことから自衛隊裁判としても認知されている。そのうえ、平和を人権としてとらえはじめる契機をも有していた。

この裁判で特別弁護人をつとめた憲法学者の深瀬忠一は、法廷等での議論・現地牧場や演習場の視察・支援活動等にふれ、その後続いた長沼ナイキ基地訴訟の一連の流れを経て、「平和的生存権」を提唱し、その定義を次のようにあらわしている。

「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免かれて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第 9 条および第 13 条、また第三章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である」(深瀬 1987p.227)

恵庭事件は教科書・資料集では通常、9 条裁判で違憲審査を回避した判例として扱われる。しかし、深瀬の論に基づけば、その発端は自衛隊演習による数々の平和的生存権の侵害の事実である。

この「弁論・理論・世論」が結集した裁判闘争の手法はその後、1969 年から始まる長沼ナイキ基地訴訟の原告団に受け継がれ、1973 年の一審で自衛隊違憲判決が出された。これは自衛隊のミサイル基地設置を 9 条違反として国を相手に地元の農民らが提訴した裁判で、自衛隊の実態審理の末、その判決では自衛隊は 9 条の「戦力」にあたり違憲、ミサイル基地は「敵国」の標的となるため基地設置場所の長沼町民の「平和的生存権」をおびやかすものと認めた。

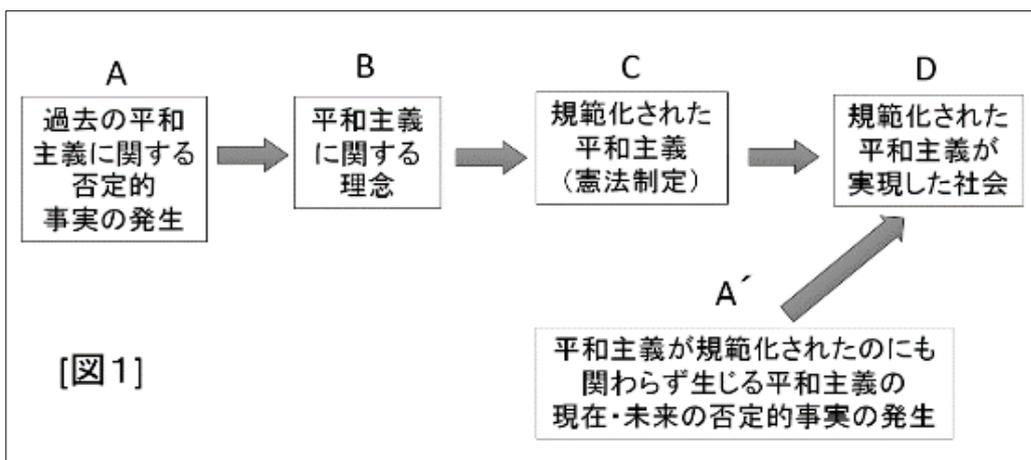
その後、高裁・最高裁でこの判決は覆されたが、35 年を経て全国で起こされた自衛隊イラク派遣差し止め訴訟のうち、名古屋高裁判決(2008 年)や岡山地裁判決(2009 年)に継承されている。

【歴史的経緯と国際比較から】

第二として、平和条項の意義を人権として意識したうえで、平和の性質上、歴史的・国際的な視点で捉える方法がある。

もともと日本国憲法の平和主義は、大西洋憲章(1941)やポツダム宣言(1945)等、国際社会の戦争の違法化の流れの一環であり、侵略のみならず自衛戦争も放棄していることに特徴がある。憲法制定後も、国連では「人民の平和への権利に関する宣言」(1984)や「平和への権利」³が総会で採択され(2017 年)、また、小国を中心とするもコスタリカやモナコなど 20 数か国で軍隊をもたないと決めた憲法も制定されている。

湾岸戦争時には日本が自衛隊を派遣しないことを「一国平和主義」と批判されたが、軍事介入がその地域の人々にとって効果的だったのかどうかは疑問が残る。そもそも平和的生存権は「全世界の国民」が「有する」と憲法前文には明記されており、決して「一国平和主義」にはあたらない。むしろ、憲法第 9 条が“article 9”としてベトナム戦争やイラク戦争等に派兵されたアメリカの退役軍人などに着目されていることは、その国際的意義の一端を表している。



4 平和条項の意義を知り平和な社会の形成の担い手を育てるための教育内容・構成

憲法第12条では人権保持（獲得）とそのための不断の努力が求められているゆえに、知識と行動は憲法教育において表裏一体のものと捉え構成する必要がある。よって、平和条項についても、その意義を知り、なお平和条項の活用・獲得・実現を目指した行動の一端を知ることが求められる。

憲法現象を動的にとらえることをめざした播磨信義の論・図とそれを継承した脇田吉隆の論・図⁴をもとに、国内外の「平和主義」に焦点化して作成した[図1]⁵を用いて、以下に解説する。

戦争では多くの命が奪われ人権が侵害される（A）。その戦争の惨禍から戦争を違法化・否定する理念が国内外に生まれ（B）、憲法や国連憲章等でそれを制定する（C）。この“A→C”のプロセスは近現代史における戦争の違法化への流れとも言える。

規範化された段階（C）以降、なお生ずる平和とは言い難い諸事実（A'）が発生し、それに抗して平和主義（平和的生存権）を実現（D）させようとする“A'→D”の間にある諸事実は、紛争を解決しようとする国連や関係諸国そしてNPOなどの人々、憲法裁判で平和を獲得しようとする当事者や支援者など、国内外の様々な活動に見いだされる。

憲法教育において、この“A'→D”の過程に存在する様々な諸事実を精選すれば、平和条項の活用・平和的生存権獲得（を目指す）の具体例、つまり平和な社会の形成のための内容・方法となる。憲法判例の場合、判決のみならず人々の活動の具体が有効であり、たとえば高校生平和ゼミナールの活動などもまた参考になるだろう。

このような教育内容・構成が、憲法教育における平和条項に関する教育の視点を変える原動力の一つとなりうることを示すべく、実践の積み重ねと検証が求められる。

注

1 関連して「狭義の憲法学習」と「広義の憲法学習」の議論があるが、ここでは立ち入らない。

- 2 判例は教科書本文・脚注および資料集（高校）等に記載されている。
- 3 日本国憲法の平和的生存権と同一ではないが、共通する理念を有していると考えられる。
- 4 脇田吉隆は、播磨信義が従来の憲法教育を「憲法条文中心（暗記）主義教育」と批判する際に用いてきた論稿や図（参考文献 播磨 2009,p.6）を継承・発展させている。
- 5 脇田による図（参考文献 脇田 2016,p.iv）中の「憲法現象」を「平和主義」に置き換えて筆者が作成した。

【参考文献】

- ・アレン・ネルソン(2003)『ネルソンさん、あなたは人を殺しましたか?』講談社。
- ・深瀬忠一(1987)『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店。
- ・播磨信義「これまでの憲法教育の問題点」播磨・上脇他編著(2009)『新・どうなっている!? 日本国憲法[第2版]憲法と社会を考える』
- ・小林武(2006)『平和的生存権の弁証』日本評論社。
- ・前田輪音「憲法教育実践報告—『恵庭事件』を素材とした授業プログラムとその実践」北海学園大学(2008年6月)『学園論集』No.136
- ・宮下与兵衛(2016)『高校生の参加と共同による主権者教育—生徒会活動・部活動・地域活動でシティズンシップを』かもがわ出版。
- ・内藤功(2012)『憲法九条裁判闘争史 その意味をどう捉え、どう活かすか』かもがわ出版。
- ・千葉卓「憲法教育」青木一、大槻健他編(1988)『現代教育学事典』旬報社
- ・脇田吉隆「これから憲法を学習するみなさんへ」播磨信義・上脇博之他編著(2016)『新・どうなっている!? 日本国憲法[第3版]憲法と社会を考える』法律文化社
- ・全国民主主義教育研究会編『民主主義教育21』No.1~10(意欲的な憲法教育実践や論稿が多数掲載されている)。